

平成30年度
社会福祉法人等指導監査結果報告書

福井県健康福祉部地域福祉課

目 次

第1章 指導監査の概要	1
第2章 社会福祉法人	
I 指導監査の重点事項	3
II 指導監査結果	3
1 指導監査の実施状況	3
2 文書指摘・指導事項の延べ件数	3
3 主な文書指摘・指導事項	4
第3章 社会福祉施設	
I 指導監査の重点事項	7
II 指導監査結果	7
1 指導監査の実施状況	7
2 文書指摘・指導事項の延べ件数	8
3 主な文書指摘・指導事項	9
第4章 介護保険施設等	
I 指導監査の重点事項	11
II 指導監査結果	11
1 指導監査の実施状況	11
2 是正および改善を要する事項の延べ件数	12
3 主な是正改善・指導事項	13
4 自主返還状況	21
第5章 障害福祉サービス事業者等	
I 指導監査の重点事項	23
II 指導監査結果	23
1 指導監査の実施状況	23
2 是正および改善を要する事項の延べ件数	24
3 主な是正改善・指導事項	25
4 自主返還状況	29

第1章 指導監査の概要

I 指導監査とは？

社会福祉法人や社会福祉施設については、介護保険制度の施行をはじめとした、福祉サービスにおける措置から契約制度への移行や、企業会計の考え方を取り入れた会計基準の導入などにより、専門的かつ効率的な指導監査の実施が必要となっている。

県では、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営を確保するため、関係法令や通知等に基づき、適切な助言・指導を実施することとしている。

II 指導監査の種類

種別	指導監査の根拠法	指導監査		
		通常実施分	特別実施分	
社会福祉法人	社会福祉法第56条	一般監査	特別監査	
社会福祉施設	保護施設			生活保護法第44条
	老人福祉施設(養護老人ホーム)			老人福祉法第18条
	老人福祉施設(軽費老人ホーム)			社会福祉法第70条
	身体障害者社会参加支援施設			
児童福祉施設	児童福祉法第46条 認定こども園法第19条			
介護保険施設等	介護保険法第24条、 第76条等	実地指導 集団指導	監査	
障害福祉サービス事業者等	障害者総合支援法第11条、 第48条等			

※「社会福祉施設」とは、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する施設のうち、介護保険施設等および障害福祉サービス事業者等以外の施設をいう。

III 平成30年度指導監査実施数

1 通常実施分（一般監査、実地指導）

種別	対象数	H30実施数	
社会福祉法人	57	17	
社会福祉施設	保護施設	1	0
	老人福祉施設(養護老人ホーム)	9	5
	老人福祉施設(軽費老人ホーム)	20	4
	身体障害者社会参加支援施設	1	0
	児童福祉施設	387	387
介護保険施設等	1,283	221	
障害福祉サービス事業者等	853	186	

※「対象数」には、市所管の社会福祉法人および市町指定の施設等は含まれない。

2 通常実施分（集団指導）

平成30年度の実地指導における主な是正改善・指導事項について説明

- | | |
|--------------|----------|
| ①介護保険サービス事業者 | 718事業所参加 |
| ②障害福祉サービス事業者 | 221事業所参加 |

3 特別実施分（特別監査、監査）

法人運営や施設運営に不正等があったと疑われる場合や、苦情等各種情報により、事業所等の指定基準違反等の疑いがある場合に、特別監査等を実施する。

平成30年度は、介護保険サービス2事業者、障害福祉サービス2事業者について特別監査等を実施した。

第2章 社会福祉法人

I 指導監査の重点事項

平成30年度の社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法人制度改革の内容を踏まえ、以下の項目を重点項目として実施した。

- 1) 経営組織のガバナンスの強化
- 2) 事業運営の透明性の向上
- 3) 財務規律の強化
- 4) 資産管理

II 指導監査結果

1 指導監査の実施状況

県所管法人57法人のうち17法人に対して一般監査を実施し、17法人すべてに対し文書指摘を行い、改善報告を求めた。

監査実施（法人数）		指摘状況（上段：法人数、下段：指摘件数）		
対象数	実施数	文書指摘	口頭指摘	助言
57	17	17	17	17
		221	83	63

※文書指摘…法令や定款など重要な事項の違反で、文書による速やかな改善報告を求めるもの

口頭指摘…違反事項のうち、比較的軽微なもの

助言…違反ではないが、法人運営に資すると考えられるもの

2 文書指摘事項の内容別延べ件数

文書指摘事項のあった17法人について、内容別の延べ件数は次のとおりである。

指摘内容	組 織 運 営						事 業	管 理					合 計
	定 款 等	等 役 員 構 成	理 事 会	評 議 員 会	そ の 他	小 計		人 事 管 理	資 産 管 理	会 計 管 理	そ の 他	小 計	
指摘件数	2	18	29	13	6	68	0	0	11	142	0	153	221

3 主な指導事項

文書指摘および口頭指摘事項の主な内容は、次のとおりである。

【組織運営】

①定款

- ・定款に記載のない事業（公益事業）を実施していた。実施する事業は定款に記載するとともに、変更登記（業務の追加）を行うこと。

②役員構成等

- ・理事の選任手続において、理事のうちに含まれている必要がある「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」および「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」について、どの候補者が当該条件に該当しているか明確にした上で選任すること。
- ・評議員、理事および監事の選任に当たっては、欠格事由や特殊関係の有無について、履歴書や誓約書など何らかの方法により確認を行うこと。
- ・評議員、理事および監事が就任または退任するときは、就任承諾書または辞任届等の文書を徴し、法人において保管すること。
- ・新理事長の互選は、新任期開始後速やかに新理事による理事会において行うこと。また、業務執行理事を置く場合は、理事長だけでなく業務執行理事も選任すること。

③理事会・評議員会

- ・理事（評議員）会の欠席が継続している者については、出席義務が果たせるよう日程調整を行う等の配慮をするとともに、実質的に出席がかなわない者がいる場合は、改選時に適任者への変更も含め検討すること。
- ・評議員会の開催については、招集通知に記載しなければならない事項（日時および場所等）を理事会で決定した上で、評議員会の1週間前（または定款に定めた期間）までに評議員に通知すること。
- ・評議員会に監事の選任についての議案を提出する場合は、在任中の監事の過半数の同意を得ること。
- ・理事および監事に対する報酬等の額について定款に定めないときは、報酬等の総額を評議員会の決議により決定すること。
- ・評議員会の議事録については、主たる事務所に評議員会の日から10年間、また、議事録の写しを従たる事務所に評議員会の日から5年間備え置くこと。
- ・多額の借入れ（専決規程において限度額を設定しない場合は、全ての借入れ）を行う場合は、理事会の決議を受けた上で行うこと。
- ・理事会の権限の理事への委任は、理事に委任する範囲を理事会の決定により明確に定めること。
- ・理事長および業務執行理事は、定款の規定に従い、3か月に1回以上、または毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況を理事会に報告すること。

④その他

- ・基本財産等の財産の現況を把握し、定款や財産目録への計上漏れ等がないように、適正に管理すること。
- ・土地・建物の貸借契約について、対象物件の特定、借用面積、契約期間、契約金額など借用条件の確認・整理を行い、必要に応じて契約を見直すこと。
- ・資産総額や理事長の変更登記を、法令が定める期限内に行うこと。
- ・法人のホームページまたは電子開示システム等において、計算書類、現況報告書、定款、役員等名簿、役員報酬基準等の公表を行うこと。
- ・監事による監査報告書においては、計算書類に関する監査内容だけでなく、事業報告に関する監査内容についても記載すること。また、監事による監査は、十分な監査を実施できるよう、適切な時間を設定して行うこと。
- ・拠点区分やサービス区分について、国の通知等の基準（特養や有料老人ホーム等は同一種類の施設を複数経営する場合、それぞれの施設ごとに独立した拠点区分とする等）に従い、適切な区分を設定すること。

【管理】

①資産管理

- ・固定資産管理台帳は「基本財産」「その他の固定資産」に区分し、10万円以上の資産を計上すること。
- ・減価償却費は、月を単位（月数は暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じたときはこれを1か月とする）として計算を行うこと。

②会計管理

- ・各拠点区分に適切に会計責任者および出納職員を配置し、辞令を交付すること。また、拠点区分が複数あり、会計責任者を複数名配置している場合には、法人の経理事務に関する統括責任者として統括会計責任者を設けること。
- ・経理規程の内容が、法令、関係通知等に反している事例が認められたので、社会福祉法人制度改革を踏まえた新モデル経理規程を参考に、経理規程の改正を行うこと。
- ・小口現金払出しにおいては、払出し時に小口現金出納帳に記入し、常時、現金と出納帳の残高を一致させておくこと。
- ・日々収納する現金については、現金出納帳を作成し、適正な管理を行うこと。また、経理規程で定めた日数を超過して金融機関に預け入れしている事例が認められたので、経理規程に基づいた取扱いを行うこと。
- ・基本金組入れするときは、基本金対象となる寄附金を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を基本金組入額として特別費用に計上すること。
- ・決算書における予算額は、理事会の承認を得た最終の補正予算額を記載すること。
- ・財産目録は、運用上の取扱いの別紙4に従って作成すること。
- ・財産目録および貸借対照表と預金残高証明書の残高が一致していない事例が認められた。決算書を修正する場合は、理事会および評議員会の承認を得て修正すること。

- ・貸借対照表の国庫補助金等特別積立金と、固定資産管理台帳の国庫補助金等の期末残高を一致させること。
- ・計算書類に対する注記や附属明細書における記載金額は、計算書類の金額と一致させること。
- ・作成すべき附属明細書が作成されていないので、作成し保管すること。
- ・計算書類に対する注記については、法人全体だけでなく、拠点区分ごとの注記も作成すること。
- ・計算書類に対する注記の基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩に、除却等があるにもかかわらず取崩額が記載されていない事例や、減価償却に伴う取崩額が記載されている事例が認められたため、記載すべき事項を適切に記載すること。
- ・寄附金収入について、寄附者、金額、寄附目的等を明確にし、理事長または理事長から権限移譲を受けた者による受け入れ承認を行うこと。
- ・経理規程で定める入札すべき金額の工事・物品購入については、入札を実施すること。適切な理由により随意契約を行う場合は、その理由を記録として残すこと。
- ・100万円以上の契約にもかかわらず契約書の作成を省略している事例が認められた。入札契約事務については、国の通知や経理規程に基づき適正に行うこと。
- ・法人内部における資金の貸借において、当該年度内の補填が必要なものは返済すること。

第3章 社会福祉施設

I 指導監査の重点事項

平成30年度の社会福祉施設に対する指導監査は、以下の項目を重点項目として実施した。

- 1) 適正な施設運営の確保
- 2) 利用者の処遇の充実
- 3) 虐待の防止
- 4) 感染症等の予防対策等への取組み強化
- 5) 防災対策の充実強化
- 6) 防犯対策の充実強化
- 7) 福祉サービスの質の向上への取組み

II 指導監査結果

1 指導監査の実施状況

396の社会福祉施設に対する一般監査を実施した。そのうち、15施設について文書指摘し、改善報告を求めた。

施設種別	指導監査の実施状況		指導監査の指摘・指導状況		
	対象数	実施数	文書指摘・文書指導あり	うち改善報告を求めたもの	文書指摘・文書指導なし
保護施設	1	0	0	0	0
老人福祉施設	29	9	9	4	0
養護老人ホーム	9	5	5	3	0
軽費老人ホーム（A型）	2	1	1	0	0
軽費老人ホーム（ケアハウス）	18	3	3	1	0
身体障害者社会参加支援施設	1	0	0	0	0
児童福祉施設	387	387	160	11	227
児童厚生施設（児童館）（民営）	48	48	1	1	47
児童厚生施設（児童館）（公営）	53	53	13	3	40
児童入所施設（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設）（民営）	8	8	2	0	6
認可保育所（民営）	77	77	43	0	34
認可保育所（公営）	96	96	43	1	53
幼保連携型認定こども園（民営）	84	84	48	2	36
幼保連携型認定こども園（公営）	19	19	9	4	10
保育所型認定こども園（民営）	2	2	1	0	1
計	418	396	169	15	227

※文書指摘…法令や定款など重要な事項の違反で、文書による速やかな改善報告を求めるもの

文書指導…上記以外の違反で、比較的軽微なもの

2 文書指摘・指導事項の延べ件数

文書指摘・指導事項のあった169施設について、内容別延べ件数は次のとおりである。

施設種別		利用者処遇	施設運営管理	職員確保と職員処遇充実	防災対策	衛生管理	虐待防止	その他	合計
保護施設	文書指摘	0	0	0	0	0	0	0	0
	文書指導	0	0	0	0	0	0	0	0
老人福祉施設	文書指摘	2	0	0	1	0	1	0	4
	文書指導	12	15	2	7	4	10	0	50
養護老人ホーム	文書指摘	2	0	0	1	0	0	0	3
	文書指導	7	2	0	2	2	4	0	17
軽費老人ホーム（A型）	文書指摘	0	0	0	0	0	0	0	0
	文書指導	1	4	0	0	1	1	0	7
軽費老人ホーム（ケアハウス）	文書指摘	0	0	0	0	0	1	0	1
	文書指導	4	9	2	5	1	5	0	26
身体障害者社会参加支援施設	文書指摘	0	0	0	0	0	0	0	0
	文書指導	0	0	0	0	0	0	0	0
児童福祉施設	文書指摘	1	2	3	5	0	0	1	12
	文書指導	117	45	66	47	101	0	57	433
児童厚生施設（児童館）（民営）	文書指摘	0	0	0	1	0	0	0	1
	文書指導	0	0	0	0	0	0	0	0
児童厚生施設（児童館）（公営）	文書指摘	0	0	0	3	0	0	0	3
	文書指導	0	0	10	0	0	0	0	10
児童入所施設（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設）（民営）	文書指摘	0	0	0	0	0	0	0	0
	文書指導	0	0	0	2	0	0	0	2
認可保育所（民営）	文書指摘	0	0	0	0	0	0	0	0
	文書指導	26	24	25	14	29	0	25	143
認可保育所（公営）	文書指摘	0	0	0	1	0	0	0	1
	文書指導	30	0	2	12	28	0	8	80
幼保連携型認定こども園（民営）	文書指摘	0	0	2	0	0	0	0	2
	文書指導	54	18	27	17	36	0	24	176
幼保連携型認定こども園（公営）	文書指摘	1	2	1	0	0	0	1	5
	文書指導	7	3	2	1	8	0	0	21
保育所型認定こども園（民営）	文書指摘	0	0	0	0	0	0	0	0
	文書指導	0	0	0	1	0	0	0	1
計	文書指摘	3	2	3	6	0	1	1	16
	文書指導	129	60	68	54	105	10	57	483

3 主な文書指摘・指導事項

文書指摘・指導事項の主な内容は、次のとおりである。

(1) 老人福祉施設

①利用者処遇

- ・サービス提供中に利用者が負傷し、検査または治療のために保険医療機関を受診した場合に、県または市町等に報告されていない。
- ・職員に対する事故発生防止のための研修が年2回以上実施されていない。
- ・入所者に対する健康診断が必要回数以上実施されていない。
- ・個別の処遇計画について、ケース会議等での見直しを検討結果が記録されていない。また、計画に基づいた処遇に関する記録が残されていない。
- ・苦情に関する解決結果の実績について、事業報告書や広報誌等で公表されていない。

②施設運営管理

- ・運営規程および重要事項説明書等の内容が実態と異なっている。
- ・福祉サービス第三者評価の実施状況等について、入所申込者またはその家族に対する説明が行われていない。

③防犯・防災対策

- ・夜間を想定した避難訓練や、自然災害を想定した避難訓練が実施されていない。
- ・防犯対策として、安全管理責任者の選定や、防犯対応マニュアルの整備が行われていない。

④衛生管理

- ・感染対策委員会が定期的開催されていない。また、その記録がない。
- ・介護職員等に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延防止のための研修を年2回以上実施していない。

⑤虐待防止

- ・人権擁護、虐待防止等のための職員研修が実施されていない。
- ・「身体的拘束等の適正化のための指針」が整備されていない。また、同指針に盛り込むべき事項に漏れがある。
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が定期的開催されていない。
- ・従業者に対して、身体的拘束等の適正化のための研修が実施されていない。
- ・緊急やむを得ず身体拘束を行う際に備えた、入所者等への説明や実施記録等の様式が整備されていない。

(2) 児童福祉施設

①利用者処遇

- ・健康診断（内科・歯科）の当日に欠席した児童について、別の日に健康診断が実施されていない。
- ・健康診断の検査項目に「四肢の状態」を含めていない。
- ・給食の検食が食事提供前に行われていない。また、記録が明確でない。
- ・3歳未満児や障害のある園児に対する個別の指導計画が作成されていない。
- ・事故対応の記録が残されていない。

②施設運営管理

- ・保育所運営規程の内容について、区分ごとの利用定員や特定教育・保育の提供を行う時間、虐待防止のための措置に関する事項等、定めておくべき重要事項が適切に定めてられていない。
- ・従業者または従業者であった者が正当な理由なくその業務上知り得た児童または保護者等の秘密を漏らすことがないように、誓約書を取る等の措置が講じられていない。

③職員確保と職員処遇充実

- ・早朝および夕方の保育の時間帯に保育士が2名以上配置されていない。
- ・常時使用する労働者に対し、雇入時の健康診断と1年以内に1回の健康診断を実施していない。また、その記録がない。
- ・非正規職員の労働条件通知書に休憩時間の記載がない。
- ・36協定（時間外・休日労働）の締結または届出がなされていない。
- ・職員の年間研修計画が作成されていない。また、研修の記録がない。

④防災・防犯対策

- ・消火訓練について、毎月1回以上実施されていない。また、その記録がない。
（幼保連携型認定こども園を除く）
- ・洪水ハザードマップ等により被害想定区域等を確認し、被害が想定される災害（火事、地震、洪水、土砂、津波、原子力等）に応じた非常災害時の対応マニュアルを整備していない。
- ・保育室など棚の上のテレビ等に、転倒・落下防止対策が施されていない。
- ・防犯対策マニュアル（不審者対応等）を整備していない。

⑤衛生管理

- ・医薬品について、期限切れのものがあるなど品質の管理がなされていない。
- ・最新の「保育所における感染症対策ガイドライン」が入手されていない。
- ・調理担当者の検便結果を責任者が確認していない。
- ・食中毒対策としての衛生管理自主点検表による確認がなされていない。

第4章 介護保険施設等

I 指導監査の重点事項

平成30年度の介護保険施設等に対する指導監査は、以下の項目を重点項目として実施した。

- 1) 運営基準等の遵守
- 2) 利用者処遇の充実
- 3) 虐待の防止・身体拘束禁止
- 4) 介護報酬の算定、請求
- 5) 福祉サービスの質の向上への取組み

II 指導監査結果

1 指導監査の実施状況

221事業について実地指導を実施した。そのうち、108事業について改善等の報告を求めた。

施設等種別	実施状況		是正改善・指導状況		
	対象数	実施数	是正改善・文書指導事項あり	うち改善報告を求めたもの	是正改善・文書指導事項なし
介護保険施設	119	25	25	18	0
介護老人福祉施設	70	16	16	10	0
介護老人保健施設	35	7	7	6	0
介護療養型医療施設	14	2	2	2	0
居宅サービス事業	1,164	196	194	90	2
訪問介護	161	18	18	9	0
訪問入浴介護	33	2	2	0	0
訪問看護	160	24	24	10	0
訪問リハビリテーション	7	4	4	4	0
居宅療養管理指導	6	0	0	0	0
通所介護	187	29	29	19	0
通所リハビリテーション	78	4	4	2	0
短期入所生活介護	214	46	46	19	0
短期入所療養介護	90	18	16	4	2
特定施設入居者生活介護	59	17	17	9	0
福祉用具貸与	85	16	16	6	0
特定福祉用具販売	84	18	18	8	0
計	1,283	221	219	108	2

2 是正および改善を要する事項の延べ件数

改善報告を求めた108事業について、是正および改善を要する事項の内訳別件数は次のとおりである。

施設等種別	人員基準	設備基準	サービス計画の作成	内容の説明および同意	虐待防止・身体拘束禁止	運営管理	必要な事項の揭示	秘密保持対策	非常災害対策	衛生管理	変更届	介護給付費算定	その他	合計
介護保険施設	0	0	0	0	13	2	0	0	0	0	0	22	0	37
介護老人福祉施設	0	0	0	0	6	1	0	0	0	0	0	8	0	15
介護老人保健施設	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	12	0	18
介護療養型医療施設	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	4
居宅サービス事業	12	0	1	0	19	16	0	0	4	0	0	37	0	89
訪問介護	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	6	0	10
訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	5	0	7
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通所介護	5	0	0	0	3	3	0	0	2	0	0	17	0	30
通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
短期入所生活介護	0	0	0	0	2	5	0	0	0	0	0	4	0	11
短期入所療養介護	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	4
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	7	1	0	0	1	0	0	2	0	11
福祉用具貸与	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	6
特定福祉用具販売	2	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	7
計	12	0	1	0	32	18	0	0	4	0	0	59	0	126

3 主な是正改善・指導事項

是正改善・指導事項のあった219事業について、主な内容は次のとおりである。

(1) 介護保険施設

①設備基準

- ・一部の居室にナースコールが設置されていない（手が届かない位置にある）。

②サービス計画の作成

- ・アセスメントにおいて、利用者の希望や課題が十分に把握されていない。
- ・計画が短期目標の期間ごとに見直されていない。
- ・計画が介護支援専門員主導で作成されていない。
- ・施設サービス計画の期間の設定が不適切である（長期目標と短期目標の期間が同じ、計画の期間が短期目標でなく長期目標と同じ、介護認定有効期間を超えた目標期間になっている等）。
- ・計画の作成、説明、同意および交付がサービス提供前に行われていない。
- ・サービスの実施状況、目標の達成度、利用者および家族の満足度、新たな課題等について、十分なモニタリングがされていない。

③虐待防止・身体拘束禁止

- ・人権擁護、虐待防止等のための責任者が設置されていない。
- ・従業員に対して、人権擁護や虐待防止のための研修が定期的に実施されていない。
- ・身体拘束廃止に関する職員研修が定期的に実施されていない。
- ・身体拘束を行う際に「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3要件をすべて満たしているかについて、施設全体で十分検討されていない。
- ・身体拘束を行う際に、解除の予定時期をあらかじめ設定していない。または、入所者の状態等に応じた最短期間（時間）の設定とされていない。
- ・身体拘束を行った際、拘束時間、利用者の心身の状況、拘束理由などが記録されていない。

④運営管理

ア 運営規程、重要事項説明書等の整備

- ・運営規程、重要事項説明書等の内容が実態と異なっている。
- ・その他の日常生活費に利用者等から徴することが不適切な費用が含まれていた。
- ・重要事項説明書における苦情の受付窓口に、施設所在市町（担当課）の連絡先が記載されていない。

イ 勤務体制の確保

- ・常勤・非常勤、兼務関係等が分かる従業員の日々の勤務時間を記した月ごとの

勤務表が作成されていない。

- ・医師の勤務を管理するための出勤簿が整備されていない。

ウ 事故発生時の対応

- ・事故発生防止のための指針の中に、事故防止検討委員会の構成メンバーの責務および役割分担等、盛り込むべき項目が明記されていない。
- ・事故の防止策を講じた後に、その効果について評価されていない。
- ・介護サービス提供中に利用者が負傷し、医療機関を受診した場合に、市町等に報告していない。
- ・事故発生防止のための従業者に対する研修が、年2回以上実施されていない。

エ 秘密保持

- ・従業者または従業者であった者が利用者やその家族等の秘密を漏らすことを防ぐための対策を講じていない（誓約書の徴収など）。
- ・利用者やその家族の個人情報を外部提供・共有するケースに備えた事前同意が、それぞれから得られていない。

オ 福祉サービスの質の向上への取組み

- ・福祉サービス第三者評価の実施状況等について、入所申込者またはその家族に対する説明が行われていない。〔介護老人福祉施設〕

⑤非常災害・防犯対策

- ・消火器の周囲や避難経路に物が置かれており、消火器の使用や避難に支障がある。
- ・夜間を想定した避難訓練や、自然災害を想定した避難訓練が定期的の実施されていない。
- ・施設の立地条件に応じた災害リスク（土砂災害、洪水、津波等）に応じた非常災害対応マニュアル等が整備されていない。
- ・日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制の整備が行われていない。
- ・防犯対策として、安全管理責任者の選定や、防犯対応マニュアルの整備がなされていない。

⑥衛生管理

- ・感染対策委員会の構成メンバーの責務および役割分担が明確になっていない。
- ・感染対策委員会の会議録等の記録が保管されていない。
- ・介護職員等に対して、感染症および食中毒の予防およびまん延のための研修を年2回以上実施していない。また、研修の記録が残されていない。
- ・レジオネラ症対策としての浴槽水の水質検査が実施されていない。

⑦変更届

- ・変更届が必要な事項（設備等の用途変更等）について、県長寿福祉課へ届出が提出されていない。

⑧介護給付費の算定

- ・介護給付費算定の根拠となるサービスの実施記録（提供日時、具体的なサービス内容、入所者の心身の状況、担当者など）の記入漏れや記入誤りがある。
- ・加算要件に対して十分な理解がされておらず、その証拠となる記録がない。
- ・各種加算の対象となる計画について、多職種で共同して作成したことが記録されていない。

[個別機能訓練加算]

- ・個別機能訓練を実施した際に、内容や日時等が記録されていない。
- ・利用者または家族に対して、3か月に1回以上、計画の内容や評価の説明が行われていない。

[栄養マネジメント加算]

- ・低栄養状態のリスクの判断基準に、褥瘡の有無を含めていない。
- ・栄養ケア計画が概ね3か月ごとに見直されていない。

[経口維持加算]

- ・経口維持計画が1か月ごとに作成されていない。
- ・6か月を超えて算定する場合の1か月ごとの医師の指示が確認できない。
- ・水飲みテスト等の検査を行った際の結果が記録されていない。
- ・利用者の栄養管理のための多職種共同による食事観察等を実施した際、出席者が記録されていない。

[療養食加算]

- ・配置医師が発行した食事せんに基づいて療養食が提供されていない。

[看取り介護加算]

- ・看取りに関する職員研修が実施されていない。
- ・看取りに関する指針について、入所の際に入所者等に対して説明されていない。

[夜勤職員配置加算]

- ・基準を満たした職員数が配置されているか、暦月ごとに確認した記録がない。

[サービス提供体制強化加算]

- ・各加算の人材要件である特定職員の割合について、継続的な確認（計算）がなされていない。

⑨その他

- ・研修の実施や参加に関する記録が残されていない。
- ・自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るような措置を講じていない。

(2) 居宅サービス事業

①各サービス共通

ア サービス計画の作成

- ・計画の作成、説明、同意および交付がサービス提供前に行われていない。
- ・居宅介護支援事業者から最新の居宅サービス計画を受け取っていない。
- ・計画を作成した際、当該計画を居宅介護支援事業所に提出していない。
- ・サービス担当者会議に出席した際に会議で検討した内容等を自事業所で記録していない。

イ 虐待防止

- ・人権擁護、虐待防止等のための責任者が設置されていない。
- ・従業員に対して、人権擁護・虐待防止のための研修が定期的実施されていない。

ウ 運営管理

- ・運営規程、重要事項説明書等の内容が実態と異なっている（営業日、営業時間、職員の勤務体制、通常の事業の実施地域、利用料等）。
- ・法令改正等に応じた運営規程、重要事項説明書、契約書等の内容改定が行われていない（サービス提供記録等の保存期間の変更、報酬改定による利用料の変更、利用者負担割合の引上げに応じた利用料の変更）。
- ・常勤・非常勤、兼務関係等がわかる従業員の日々の勤務時間を記した月ごとの勤務表が作成されていない。
- ・介護サービス提供中に利用者が負傷し、医療機関を受診した場合に、市町等に報告されていない。
- ・苦情処理の仕組みとして第三者委員が設置されていない。
- ・運営規程の概要や苦情の窓口について、事業所の見やすい場所に掲示されていない。

エ 秘密保持

- ・従業員または従業員であった者が利用者やその家族等の秘密を漏らすことを防ぐための対策を講じていない（誓約書の徴収など）。
- ・利用者やその家族の個人情報を外部提供・共有するケースに備えた事前同意が、それぞれから得られていない。

オ 福祉サービスの質の向上への取り組み

- ・福祉サービス第三者評価の実施状況等について、利用申込者またはその家族に対する説明が行われていない。〔訪問介護・通所介護〕

カ 非常災害・防犯対策

- ・日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制の整備が行われていない。
- ・防犯対策として、安全管理責任者の選定や、防犯対応マニュアルの整備がなされていない。

キ 介護給付費の算定

- ・介護給付費算定の根拠となるサービスの実施記録（提供日時、具体的なサービス内容、入所者の心身の状況、担当者など）の記入漏れや記入誤りがある。
- ・加算要件に対して十分な理解がされておらず、その証拠となる記録がない。
- ・各加算の人材要件である特定職員の割合について、継続的な確認（計算）がなされていない（例：介護員等の総数のうち介護福祉士が5割以上、看護師等の総数のうち勤続3年以上が3割以上）。〔特定事業所加算・サービス提供体制強化加算〕

ク その他

- ・事業ごとに会計が区分されていない。
- ・自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るような措置を講じていない。
- ・研修の実施や参加に関する記録が残されていない。

②訪問介護

ア 人員基準

- ・常勤のサービス提供責任者が配置されていない。また、配置すべきサービス提供責任者の員数の確認が定期的に行われていない。

イ サービス計画の作成

- ・訪問介護計画が作成されていない。
- ・訪問介護計画と実際に提供するサービスの内容が一致していない。
- ・訪問介護計画に、担当する訪問介護員の氏名、所要時間、訪問日程等の記載漏れがある。

ウ 運営管理

- ・訪問介護員等の資質の向上のための研修の機会が確保されていない。
- ・サービスを提供した際に、サービス内容、利用者の心身の状況等の事項が記録されていない。

エ 介護給付費の算定

〔特定事業所加算〕

- ・訪問介護員ごとに、個別具体的な研修の目標、内容、期間、実施時期等を定めた研修計画が作成されていない。
- ・定期的開催される、利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達または訪問介護員等の技術指導を目的とした会議に、登録の訪問介護員等が参加していない。また、会議の記録が残されていない。
- ・サービスの提供に当たり、サービス提供責任者が訪問介護員等に対し、担当する利用者に関する情報やサービス提供上の留意事項を、文書等の確実な方法により伝達していない。

〔緊急時訪問介護加算〕

- ・緊急時訪問介護を行った場合に、要請のあった時間や要請の内容、サービス提供時刻、加算算定対象である旨を記録していない。

③訪問看護

ア 内容の説明および同意

- ・訪問看護計画書について、サービス開始までに利用者等に内容の説明・同意取得が行われていない。

イ 介護給付費の算定

- ・訪問看護の提供に際して、主治医の指示書を確認していない。

[緊急時訪問看護加算]

- ・緊急時の訪問看護を行う場合に、事前に利用者から同意を得た際の記録が残されていない。

[サービス提供体制強化加算]

- ・看護師ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画が作成されていない。
- ・「利用者に関する情報若しくはサービス提供にあたっての留意事項の伝達又は看護師等の技術指導を目的とした会議」の開催が、定期的に（おおむね1月に1回以上）開催されていない。

④通所介護・通所リハビリテーション

ア 人員基準

- ・生活相談員、看護職員、介護職員について、基準上必要な人数が配置されていない。
- ・介護職員数を計算する際の勤務延時間数に、サービス提供時間帯以外の時間や外部研修に参加した日を含めていた。

イ サービス計画の作成

- ・通所介護計画に所要時間や送迎の有無が位置付けられていない。

ウ 運営管理

- ・運営規程および重要事項説明書の中に「その他の日常生活費（歯ブラシ等）」の対象となるサービスについての記載がない。
- ・サービスを提供した際に、サービス内容、利用者の心身の状況等の事項が記録されていない。

エ 介護給付費の算定

- ・通所サービスの提供時間中に理美容を行った際に、理美容に要した時間を除かずに通所介護費を算定していた。

[個別機能訓練加算]

- ・3か月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問して利用者の居宅での生活状況を確認していない。また、利用者等に対して、計画の内容や評価の説明が行われ

ていない。

- ・個別機能訓練加算(Ⅱ)について、個別機能訓練計画を多職種共同で作成していない。また、機能訓練の内容が、日常生活における生活機能の維持・向上を目的としたものとなっていない。

オ その他

- ・利用定員を超えて受け入れている。
- ・非常時に備えた自然災害想定避難訓練を定期的実施していない。

⑤短期入所生活介護・短期入所療養介護

※介護保険施設と共通の事項は上記に記載

ア 運営管理

- ・概ね4日以上連続して利用することが予定されている利用者について、短期入所生活介護計画を作成していない。

イ 介護給付費等の算定

- ・食事料金について、朝・昼・夕と一食ごとに分けて設定されていない。

[緊急短期入所受入加算]

- ・居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急の必要性を認めている旨、および必要とする期間等の記録がない。

[療養食加算]

- ・食事せんが短期入所サービスの利用ごとに発行されていない。

ウ その他

- ・変更届の提出なしに、短期入所生活介護の専用床を併設する介護老人福祉施設のベッドとして使用していた。

⑥特定施設入居者生活介護

ア 人員基準

- ・宿直時間帯を除く時間帯で、常に1以上の指定特定施設の従業者が配置されていない。また、配置されていることが確認できる勤務表が作成されていない。

イ 介護給付費等の算定

- ・咀嚼がしやすい刻み食やミキサー食などを提供する際に、通常の食事代とは異なる代金を徴収していた。

[医療機関連携加算]

- ・協力医療機関等に情報を提供した際に医師から署名等による受領確認を得ていない。

[夜間看護体制加算]

- ・「重度化した場合における対応に係る指針」について、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、内容説明や同意取得が行われていない。

⑦福祉用具貸与、福祉用具販売

ア 衛生管理

- ・福祉用具の保管・消毒業務の受託事業者に対して、業務の実施状況の定期的な確認がなされていない。また、その記録がない。

イ サービス計画の作成

- ・福祉用具貸与と特定福祉用具販売の利用がある場合に、計画を一体のものとして作成されていない。

ウ 介護給付費の算定

- ・軽度者に対して車いす、特殊寝台等の福祉用具を特例的に貸与する場合について、確認した根拠となる資料が保存されていない。

4 自主返還状況

実地指導における指摘によって、事業者が行った介護報酬等の自主返還の概要は次のとおりである。

(1) 自主返還の件数・金額

13件 3,309,956円（令和元年5月末時点の確定分）

(2) 自主返還の内容

事業種別	自主返還の内容
介護老人福祉施設	<p>[療養食加算] ・腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食について、総量6.0g未満となっていないにも関わらず算定していた。</p> <p>[看取り介護加算] ・看取りに関する計画を家族等に説明して同意を得る前から算定していた。</p>
介護老人保健施設	<p>[療養食加算] ・腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食について、総量6.0g未満となっていないにも関わらず算定していた。</p>
訪問介護	<p>[基本報酬] ・サービス提供の記録で確認できるサービス提供回数より多く介護報酬を請求していた。</p>
訪問看護	<p>[早朝・夜間、深夜加算] ・特別管理加算を算定する状態の者に対する緊急時訪問の早朝・夜間、深夜加算について、1月以内の2回目以降しか算定できないが、1回目の緊急時訪問で加算を算定していた。</p> <p>[ターミナルケア加算] ・ターミナルケア計画が作成されておらず、支援体制について利用者およびその家族等に説明し同意を得ていないにも関わらず加算を算定していた。</p>
通所介護	<p>[基本報酬] ・利用者の請求書類と介護給付費明細書との確認の結果、利用者負担額に差異が見受けられた。</p> <p>[中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算] ・通常の事業の実施地域に居住する利用者に対して加算を算定していた。</p> <p>[中重度者ケア体制加算] ・通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置する必要があるが、配置されていない日にも加算を算定していた。</p> <p>[個別機能訓練加算（Ⅰ）] ・常勤の機能訓練指導員がサービス提供時間帯を通じて従事する必要があるが、従事していない日にも加算を算定していた。</p>

短期入所生活介護	<p>[療養食加算]</p> <ul style="list-style-type: none">・療養食の献立表が作成されていないにも関わらず算定していた。・腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食について、総量 6.0 g 未満となっていないにも関わらず算定していた。
----------	--

第5章 障害福祉サービス事業者等

I 指導監査の重点事項

平成30年度の障害福祉サービス事業者等（障害児入所施設設置者、障害児通所支援事業者を含む。）に対する指導監査は、以下の項目を重点項目として実施した。

- 1) 運営基準等の遵守
- 2) 利用者処遇の充実
- 3) 虐待の防止・身体拘束禁止
- 4) 障害福祉サービス給付費の算定
- 5) 福祉サービスの質の向上への取組

II 指導監査結果

1 指導監査の実施状況

186事業について実地指導を実施した。そのうち、53事業について、改善報告を求めた。

事業等種別	実施状況		是正改善・文書指導状況		
	対象数	実施数	是正改善・文書指導事項あり うち改善報告を求めたもの	是正改善・文書指導事項なし	
障害者支援施設	27	9	7	1	2
障害福祉サービス事業	678	139	123	43	16
居宅介護	101	17	16	5	1
重度訪問介護	86	12	12	5	0
同行援護	33	4	3	2	1
行動援護	21	2	2	1	0
生活介護	75	23	18	5	5
短期入所	56	15	12	1	3
共同生活援助	112	20	16	5	4
自立訓練	16	4	2	1	2
就労移行支援	33	4	4	2	0
就労継続支援A型	67	17	17	6	0
就労継続支援B型	76	19	19	10	0
療養介護	2	2	2	0	0
相談支援事業	50	10	5	1	5
地域移行支援	26	5	3	1	2
地域定着支援	24	5	2	0	3
障害児通所支援事業	93	26	22	8	4
児童発達支援	24	5	4	1	1
放課後等デイサービス	56	17	15	6	2
保育所等訪問支援	13	4	3	1	1
障害児入所施設	5	2	2	0	0
福祉型障害児入所施設	2	0	0	0	0
医療型障害児入所施設	3	2	2	0	0
計	853	186	159	53	27

2 是正および改善を要する事項の延べ件数

改善報告を求めた53事業について、是正および改善を要する事項の内訳別件数は次のとおりである。

事業等種別	人員基準	設備基準	サービス計画の作成	内容の説明および同意	虐待防止・身体拘束禁止	運営管理	必要な事項の揭示	秘密保持対策	非常災害対策	衛生管理	変更届	給付費の算定	その他	合計
障害者支援施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
障害福祉サービス事業	5	0	1	0	10	4	0	0	7	2	4	20	7	60
居宅介護	1	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	0	2	8
重度訪問介護	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	1	1	2	8
同行援護	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
行動援護	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
生活介護	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	1	5
短期入所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
共同生活援助	1	0	1	0	2	0	0	0	1	0	0	3	1	9
自立訓練	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
就労移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
就労継続支援A型	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	5	0	9
就労継続支援B型	0	0	0	0	1	2	0	0	4	1	0	5	0	13
療養介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相談支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
地域移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
地域定着支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害児通所支援事業	1	0	1	0	1	0	0	0	2	1	0	9	0	15
児童発達支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
放課後等デイサービス	1	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	7	0	12
保育所等訪問支援	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
障害児入所施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉型障害児入所施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療型障害児入所施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	6	0	2	0	11	4	0	0	9	3	4	30	8	77

3 主な是正改善・指導事項

是正改善・指導事項のあった159事業について、主な内容は次のとおりである。

(1) 人員基準

- ・専任で従事すべき専門職員の配置数が不足している。
- ・従事者の資格要件として必要な専門研修を受けていない。

(2) サービス計画の作成

- ・個別支援計画の見直しがされていない。また、定期的に行われていない。
- ・個別支援計画の作成において、複数職員の意見が取り入れられていない。
- ・個別支援計画に、担当する従業者の氏名、種別（ヘルパー2級等）、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等の記載がない。（居宅介護等）
- ・個別支援計画を利用者に交付または説明していない。
- ・モニタリング（継続的なアセスメント含む。）が定期的を実施されていない。また、結果の記録がない。

(3) 虐待防止・身体拘束禁止

- ・人権擁護、虐待防止等のための必要な体制（責任者、指針）が整備されていない。
- ・従業員に対して、人権擁護、虐待防止等に関する研修が実施されていない。

(4) 内容・手続きの説明および同意

- ・利用申込者に対し、重要事項説明書により説明を行い、サービス提供の開始について同意を得ていない。

(5) 運営管理

①運営規程、重要事項説明書等の整備

- ・重要事項説明書に、苦情相談窓口として、事業所の窓口、市町（利用者の居宅がある市町の障害福祉サービス担当部署）の窓口および公的団体（福井県運営適正化委員会）の窓口が記載されていない。また、虐待防止に関する事項を定めていない。
- ・運営規程および重要事項説明書の内容が実態と合っていない。また、一部整合性がとれていない。
- ・契約を結んだときに受給者証記載事項等が市町に報告されていない。

②サービス提供の記録

- ・サービス提供の記録に利用者の確認記録がない。
- ・サービス提供の記録に、提供日、具体的内容、実績時間数が記載されていない。

③給付費の額の通知

- ・利用者に対し、市町から支給された給付費の額が通知されていない。

④研修体制の確保

- ・従業者に研修の機会を確保していない。また、研修の記録が残されていない。

(6) 必要な事項の掲示

- ・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要や重要事項が掲示されていない。また、掲示が最新のものに更新されていない。

(7) 秘密保持対策

- ・他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供するに当たって、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意が得られていない。
- ・従業者または従業者であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、誓約書を取るなど必要な措置が講じられていない。

(8) 非常災害対策

- ・定期的な避難訓練が行われていない。また、避難訓練の記録がない。
- ・洪水ハザードマップ等により被害想定区域や避難場所等を確認し、被害が想定される災害（火事、地震、洪水、土砂、津波、原子力等）に応じた避難計画・マニュアル等が整備されていない。
- ・非常災害時の関係機関への通報および連絡体制が整備されていない。

(9) 衛生管理

- ・感染症または食中毒の予防およびまん延防止のための研修が、定期的に実施されていない。また、記録が残されていない。
- ・感染症または食中毒の予防およびまん延防止のための指針等（平常時の対応、発生時の対応）が整備されていない。

(10) 変更届

- ・変更届が必要な事項（サービス提供責任者の変更、居室の用途変更等）について、県障害福祉課へ届出が提出されていない。

(11) 給付費の算定

[特定事業所加算]（居宅介護、重度訪問介護、行動援護）

- ・全ての従業者に対し、従業者ごとの研修計画（個別具体的な研修の目標、内容、期間、実施時期等を定めた計画）が作成されていない。
- ・全ての従業者に対し、定期的な会議を開催した際の記録が残されていない。
- ・従業者の健康診断結果の記録がない。

[欠席時対応加算] (生活介護、就労移行支援、就労継続支援A、就労継続支援B、放課後等デイサービス)

- ・利用者からの中止の連絡を前々日より前に受けていたが対象としていた。
- ・当該利用者の状況、相談援助の内容等に関する具体的な記録がない。

[食事提供体制加算] (生活介護、就労移行支援、就労継続支援A、就労継続支援B)

- ・個別支援計画の中に、食事提供に関する事項が記載されていない。
- ・業者と業務委託契約を結び利用者に食事を提供する場合、責任者の検食が行われていない。また記録が残されていない。

[福祉・介護職員処遇改善加算 (I)] (短期入所、就労継続支援A)

- ・職員の資質の向上の支援に関する計画 (研修等) を策定していない。
- ・福祉・介護職員処遇改善計画書の内容が、福祉・介護職員に周知されていない。

[延長支援加算] (放課後等デイサービス)

- ・延長した支援が必要なやむを得ない理由の記載がない。
- ・延長時間帯に、児童発達支援管理責任者を配置しているケースがあり、直接支援業務に従事する職員を1名以上配置していない。

[施設外就労加算] (就労継続支援A、就労継続支援B)

[移行準備支援体制加算 (II)] (就労移行支援)

- ・個別支援計画の中に、位置づけられていない。
- ・利用者に対するフォローアップ (問題点の把握、継続の可否の検討、目標の達成状況の確認など) が、毎月行われていない。
- ・それぞれのユニットごとに、報酬算定上必要とされる人数の職員を配置していない。
- ・施設外就労先の企業との請負作業に関する契約について、契約金額を変更しているが契約書を変更していない。

[帰宅時支援加算] (共同生活援助)

- ・個別支援計画に帰省に伴う支援についての記載や帰省している間の状況等の記録がない。

[医療連携体制加算V] (共同生活援助)

- ・入居の際に、入居者またはその家族等に対して重度化した場合の対応説明および同意を得ていない。

[入院・外泊時加算] (施設入所支援)

- ・入院、外泊の際の支援内容の記録がない。

(12) その他

- ・障害者向けの人権の擁護、虐待防止等のマニュアルが整備されていない。
- ・利用申込者に対し、重要事項説明書による説明・同意を得ず、正式な契約書も取り交わさず口頭のみでサービスを提供している。
- ・重要事項説明書について、利用者負担額が誤っているものや苦情相談窓口の記載が不十分なものがある。
- ・非常勤職員の労働条件通知書等が作成されていない。
- ・施設利用時の実費負担に関する同意書に曖昧な項目がある。
- ・利用者の病状急変時などの緊急時対応マニュアル等が作成されていない。
- ・フェースシートを作成するなど、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスおよび福祉サービスの利用状況を把握していない。
- ・防犯対策として、安全管理責任者が指定されていない。防犯対策マニュアル（不審者対応等）が整備されていない。
- ・会計が事業ごとに区分されていない。
- ・利用者との雇用契約（賃金等）を更新したにもかかわらず、新しい雇用契約を交わしていない（就労継続支援A型）。
- ・給食業務の契約書中の昼食代が実態と相違している（就労継続支援A型）。
- ・工賃の目標水準および前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知していない（就労継続支援B型）。
- ・提供する放課後等デイサービスの質の評価および改善を行うため、自らの評価とともに利用児の保護者による評価を受けての改善が図られていない（放課後等デイサービス）。

4 自主返還状況

実地指導における指摘によって、事業者が行った介護給付費、訓練等給付費等の自主返還の概要は次のとおりである。

(1) 自主返還の件数・金額

13件 1,614,141円（令和元年5月末時点の確定分）

(2) 自主返還の内容

事業種別	自主返還の内容
生活介護	<p>[人員配置体制加算(Ⅲ)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 看護職員、理学療法士、作業療法士および生活支援員の員数の総数が（常勤換算方法で）前年度の利用者数の平均値を2.5で除して得た数以上であるべきところ、常勤の生活支援員1名が病気休暇に入り、要件を満たさなくなったにもかかわらず当該加算を算定していた。 <p>[初期加算]</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス利用の初期段階に加算されるものであるが、同一事業所の就労継続支援B型から生活介護に移行した利用者について初期加算を算定していた。 <p>[欠席時対応加算]</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者があらかじめ利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日または当日に中止の連絡があった場合において、電話等により利用者の状況を確認し、引き続き事業所の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に算定されるものであるが、少なくとも前々日より前に連絡を受けていたにもかかわらず加算していたものや、欠席の連絡状況、相談援助の記録が確認できないものがあった。
共同生活援助	<p>[帰宅時支援加算]</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者が家族等の居宅等において外泊した場合であって、事業者が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合（当該利用者が帰省している間、家族等と連携をとり、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容を記録に残す必要がある。）に算定できるものであるが、支援を行った記録や帰省している間の利用者の状況把握の記録がなかった。
自立訓練（生活訓練）	<p>[定員超過利用減算]</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近の過去3月間の利用者数の平均値が利用定員数に100分の125を乗じて得た数を超える場合、当該1月間について利用者全員につき減算を行う必要があるが、行っていなかった。
就労移行支援	<p>[欠席時対応加算] ※生活介護の内容参照</p>
就労継続支援A型	<p>[サービス管理責任者欠如減算]、[個別支援計画未作成減算]</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス管理責任者の不在期間（退職による）が発生していたにもかかわらず、人員欠如減算および個別支援計画未作成減算をしていなかった。 <p>[欠席時対応加算] ※生活介護の内容参照</p>

<p>就労継続支援 B型</p>	<p>[送迎加算（Ⅰ）] ・当該月において、1回の送迎につき平均10人以上の利用があり、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定されるものであるが、1回の送迎につき平均10人以上を満たしていないにもかかわらず当該加算を算定していた。</p> <p>[初期加算] ・サービス利用の初期段階に加算されるものであるが、同一事業所の生活介護から就労継続支援B型に移行した利用者について初期加算を算定していた。</p> <p>[欠席時対応加算] ※生活介護の内容参照</p>
<p>地域移行支援</p>	<p>[障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ）] ・障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、体験的な利用支援を開始した日から起算して5日以内の期間について算定できるものであるが、6日目についても加算の算定をしていた。</p>
<p>児童発達支援</p>	<p>[児童指導員等加配加算（Ⅰ）] ・児童発達支援給付費の算定に必要な員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置しているものとして、県に届け出た事業所において、サービス提供を行った場合に算定できるものであるが、実態としてその他の従業者が配置されているにもかかわらず、児童指導員等を加配しているとして算定していた。</p> <p>[児童指導員等加配加算（Ⅱ）] ・児童発達支援給付費の算定に必要な員数及び加算の算定に必要な理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置しているものとして、県に届け出た事業所において、サービス提供を行った場合に算定できるものであるが、加算の要件を満たしていないにもかかわらず、さらに児童指導員等を配置しているとして算定していた。</p>
<p>放課後等デイ サービス</p>	<p>[児童指導員等加配加算（Ⅰ）] ・児童発達支援給付費の算定に必要な員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置しているものとして、県に届け出た事業所において、サービス提供を行った場合に算定できるものであるが、欠員が生じ、または、その他の従業者が配置されている場合にもかかわらず、児童指導員等を加配しているとして算定していた。</p> <p>[特別支援加算] ・加算対象児ごとの訓練記録について、機能訓練担当職員が変更となった期間の訓練記録がなく、また、当該期間後においても具体的な訓練内容の記録が不十分であった。 また、保護者および加算対象児に対し、特別支援計画について説明なく同意も得ていなかった。</p> <p>[欠席時対応加算] ※生活介護の内容参照</p>